



公募のご案内

令和7年3月11日

日本医療研究開発機構（AMED）
医療機器・ヘルスケア事業部 ヘルスケア研究開発課

<問合せアドレス>
kaigo-tech@amed.go.jp

1. 令和6年度

介護DXを利用した抜本的現場改善事業(補助事業)

2. 令和7年度

介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業
【開発補助】(補助事業)

3. 令和7年度

介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業
【海外展開】(補助事業)

令和6年度 介護DXを利用した抜本的現場改善事業

本事業について※公募要領第1章より抜粋

1.1.1 事業の概要と現状、方向性

日本の高齢化率は世界に先駆けて上昇しており、今後は世界中でも高齢化率が急増する見込みです。このような高齢化の進展による介護需要の増加や生産年齢人口の減少により、介護現場の人材不足が深刻な問題となっています。その解消の手段の一つとして、介護する側の生産性向上や負担軽減、介護される側の自立や社会参画の促進に資するロボット介護技術や ICT・IoT・AI 技術を用いた情報プラットフォーム等（以下、これらを含めて「介護テクノロジー」という）の開発・普及が有効であると考えられます。一方で、介護現場では、それらの介護テクノロジーの高額な導入コストや導入後の効果が実感・想像できないなどの理由から、導入率が伸び悩んでいるのが現状です。

これまで AMED と経産省では、以下の事業を通じて介護テクノロジーの開発支援、安全基準ガイドライン策定、海外展開等に向けた臨床評価ガイダンス等の策定、開発成果普及支援等を行ってきました。

- ・平成 25 年～29 年度：ロボット介護機器開発・導入促進事業
- ・平成 30 年度～令和 2 年度：ロボット介護機器開発・標準化事業
- ・令和 3 年度～6 年度：ロボット介護機器開発等推進事業

これらの流れを引き継ぎ、AMED では令和 6 年度の補正事業で「介護 DX を利用した抜本的現場改善事業」として、介護テクノロジー機器・システムの効果検証及び改良などを支援します。この事業を通じて、介護現場での投資効果を明らかにし、介護 DX パッケージモデルを確立することで、介護の生産性向上や介護の質の向上などを実現することを目指します。

1.1.2 事業の目標と成果

本事業では、介護DX を利用して抜本的に介護現場を改善することを目指し、介護テクノロジーを組み合わせやすい型にパッケージ化して導入する効果を検証します。具体的には、介護テクノロジー開発企業、コンサルタント、福祉施設等でコンソーシアムを組み、介護テクノロジーを組み合わせた介護 DX パッケージモデルを確立して効果検証等をすることで、その投資効果を明らかにし、この知見に基づき、機器・システムの改良をします。また、地域毎にパッケージ導入によって介護人材不足を解消したモデルケースを確立し、間接業務の削減を実現させるために必要なノウハウやエビデンスを構築することにより、成功モデルケースの横展開を促進し、介護現場の環境改善を高め、地方創生の推進を目指します。

令和6年度 介護DXを利用した抜本的現場改善事業

本事業の補助事業費の規模、研究開発期間、採択課題予定数等は、下表のとおり。
※詳細は、公募要領2. 1「補助事業費の規模、研究開発期間、採択課題予定数等」を参照ください

	分野、領域、テーマ等	補助事業費の規模 (間接経費を含む)	研究開発 実施予定期間	採択課題予定数
1	分野1 介護施設等における 実証研究	1課題あたり年間 2.5億円 ※1	令和7年7月～ 令和8年3月末	0-15課題程度
2	分野2 在宅向けサービスにおける 実証研究	1課題あたり年間 2.4億円 ※2	令和7年7月～ 令和8年3月末	0-15課題程度

補助金額は上記の補助事業費の規模に記載の額に補助率 2/3 を乗じた額です。

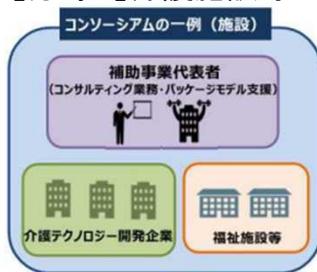
- ※1：介護テクノロジー開発企業、コンサルタント、福祉施設等でコンソーシアムを組み、**1都道府県につき1コンソーシアムによる実証研究**とする。
また、**1課題あたり最大5コンソーシアムをとりまとめる実証研究の提案を認める**。
なお、**1コンソーシアムの補助事業費の上限は50,000千円とする**。
- ※2：介護テクノロジー開発企業、コンサルタント、介護事業所等でコンソーシアムを組み、**1都道府県につき2コンソーシアムによる実証研究**とする。
その際、**介護事業所は5以上の複数の事業所が参画**することとする。
また、**1課題あたり最大8コンソーシアムをとりまとめる実証研究の提案を認める**。
なお、**1コンソーシアムの補助事業費の上限は30,000千円とする**。

令和6年度 介護DXを利用した抜本的現場改善事業

分野1「介護施設等における実証研究」については、**1都道府県につき1コンソーシアム**の検証として、**1課題につき最大5コンソーシアム**での検証が可能。また、支援機器には一部、**優先導入機器**がある。
分野2「在宅向けサービス等における実証研究」については、**1都道府県につき2エリア**までのコンソーシアムの構成を可能として、**1課題につき最大8コンソーシアム**をとりまとめる実証研究が可能。

※詳細は、公募要領2. 3. 3「公募内容の詳細説明」を参照ください

【分野1】介護施設等における実証研究



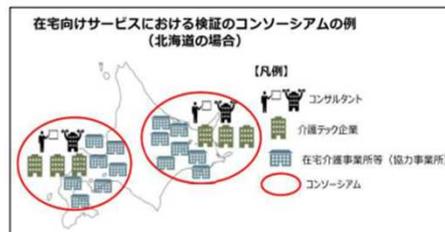
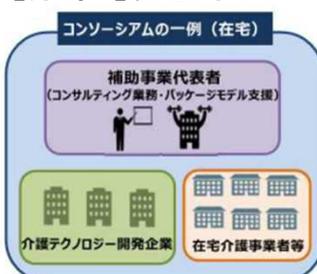
【分野1】 【分野2】

補助事業代表者はコンソーシアムをとりまとめ、コンサルティング業務やパッケージモデルの支援を行いながら研究を主導する事業者を想定しています。

【分野1】 【分野2】

介護テクノロジー開発企業は、「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器を開発する企業とします。

【分野2】在宅向けサービスにおける実証研究



【分野1】福祉施設等は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）、ケアハウス、介護付有料老人ホームなどのいずれかから選定してください。

【分野2】

在宅介護事業者は、訪問介護サービス事業所、通所介護サービス事業所、居宅介護支援事業所などから選定してください。

令和6年度 介護DXを利用した抜本的現場改善事業

本事業は、下記のとおり成果と目標を求める。
※詳細は、公募要領2. 3. 2「求められる成果と目標」を参照ください

1. パッケージモデルの構築

・介護現場が抱える課題・ニーズ等を把握し、それらの課題を解決するための介護DXパッケージモデルを提案する

2. 導入コンサルティング、研修等の実施

・介護職員が危機の扱い方を正しく定着できるよう、導入コンサルティングや研修等を行い、効率化を図る

3. モデル毎に改善効果や投資効果の設定

・導入する介護DXパッケージモデルについて、介護の質の改善効果、投資効果を目指すアウトプットとして設定する

4. 効果検証結果

- ・改善効果については、職員及び利用者の満足度、間接業務時間の削減等を定量的・定性的な数値で示すこと
- ・投資効果については、業務の向上率、コスト削減率等を定量的・定性的な数値で示すこと
- ・効果検証においては、介護DXパッケージモデルを導入したことで、どのような導入効果があるか具体的に示すこと

5. 検証に基づいた介護機器・システムの改良

- ・効果検証結果を踏まえて、現場ニーズに合わせた製品の改良・開発を行うこと
※事業期間内に製品の改良開発が完遂しない場合は、事業終了後の改良・開発方針や販売・普及戦略を示すこと

6. 上記に基づいた指針策定

- ・現場導入と定着を図るためのモデルを見定め、横展開を図るための指針を示すこと
- ・事業終了後5年間、事業成果の普及活動実績や波及効果についてフォローアップの上、報告すること

令和6年度 介護DXを利用した抜本的現場改善事業

本事業の応募資格者は、以下(1)から(6)の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、研究開発課題について、実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者とする。

※詳細は、公募要領 第3章「応募要項」を参照ください

1. 以下に掲げる研究機関等に所属していること

- ▶ 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）
- ▶ 民間企業※の研究開発部門、研究所等
 - ※民間企業とは、中小企業、大企業及び 技術研究組合法(昭和 36 年法律第 81 号)第 2 条第 1 項に規定する技術研究組合
- ▶ 研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、公益社団法人

2. 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること

3. 課題が採択された場合に、補助金交付申請等の事務を行うことができること

4. 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対処を行うことができること

5. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進するとともに、追跡調査等 AMED の求めに応じて協力すること

6. 財務状況の健全性が確認できること

(補足)

- ・ **指名停止措置を受けている機関又は指名停止を受けた部署の研究者は応募できません。**
- ・ **応募後に指名停止措置を受けた場合も応募資格喪失となります。**

令和6年度 介護DXを利用した抜本的現場改善事業

応募に必要な提案書類は下表のとおり。 ※詳細は、公募要領 第4章「提案書類」を参照ください

	必須/任意	必要な提案書類
1	必須	(様式1) 研究開発提案書
2	必須	(様式2) 承諾書
3	必須	財務状況資料 ・直近3年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) ・財務スコアリング ・資金繰り表
4	任意	(様式3) 賃上げ計画表明書
5	任意	(様式4) 賃上げ実施表明書

(補足：研究開発提案書以外に必要な提出書類等)

➤ **承諾書**

分担機関が複数ある場合は、各機関から承諾をいただいでください。分担機関としない場合は、承諾確認を行い、提案書に確認☑を記入してください。

➤ **賃上げ計画/実施表明書**

給与等受給者一人当たりの平均受給額を、対前年比で一定の増加率以上とする旨を表明した場合、事前評価の評点を加点することとしています。加点を希望する場合には、の賃金引上げ計画の表明書を代表機関が提出してください。

➤ **財務状況資料**

代表機関の直近3カ年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等、財務スコアリング、資金繰り表を提出してください。

1. 令和6年度
介護DXを利用した抜本的現場改善事業(補助事業)
2. 令和7年度
介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業
【開発補助】 (補助事業)
3. 令和7年度
介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業
【海外展開】 (補助事業)

本事業の概要について※公募要領第1章より抜粋

1.1.1 事業の概要と現状、方向性

日本の高齢化率は世界に先駆けて上昇しており、今後は世界中でも高齢化率が急増する見込みです。社会の高齢化に伴い、介護従事者の不足が深刻な問題となっています。その解消の手段の一つとして、介護する側の生産性向上や負担軽減、介護される側の自立や社会参画の促進に資するロボット介護技術や ICT・IoT・AI 技術等（以下、これらを含めて「介護テクノロジー」という）の開発・普及が有効であると考えられます。一方で、介護テクノロジーの効果の定量的な評価手法や指標が確立しておらず、介護現場が適切な機器を選択し、投資判断に資する情報を提供できていないのが現状です。

これまで AMED と経済産業省では、以下の事業を通じて介護テクノロジーの開発補助、安全基準ガイドライン策定、海外展開等に向けた臨床評価ガイダンス等の策定、開発成果普及支援等を行ってきました。

- ・平成 25 年～29 年度：ロボット介護機器開発・導入促進事業
- ・平成 30 年度～令和 2 年度：ロボット介護機器開発・標準化事業
- ・令和 3 年度～6 年度：ロボット介護機器開発等推進事業
- ・令和 6 年度：介護 DX を利用した抜本的現場改善事業

これらの流れを引き継ぎ、AMED では令和 7 年度から「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業」として、介護テクノロジー開発補助【開発補助】、介護テクノロジー海外展開支援【海外展開】、本事業や前進事業での成果の普及支援【環境整備】、社会実装に向けた評価指標等の設定・整理【エビデンス基盤整備】を行います。本公募は、その内、【開発補助】に対するものです。

1.1.2 事業の目標と成果

本事業では、介護現場が投資・導入判断に至るエビデンスの評価軸・効果測定方法を確立し、エビデンスに基づく競争力の高い介護テクノロジーの開発を促します。また、介護現場への機器導入を推し進めるとともに、介護テクノロジーを国際的に競争力のある産業として確立するための仕組み作りを目指します。確実な成果の導出を図るため、本事業では、令和 9 年度においても研究開発を予定している課題について、中間評価を行い、課題の継続可否を判断します（ステージゲート）。詳細は第 2 章 2.3.2 を参照してください。

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【開発補助】(補助事業)

本事業の補助事業費の規模、研究開発期間、採択課題予定数等は、下表のとおり。

※詳細は、公募要領2. 1「補助事業費の規模、研究開発期間、採択課題予定数等」を参照ください

	分野、領域、テーマ等	補助事業費の規模 (間接経費を含む)	研究開発 実施予定期間	採択課題予定数
1	分野1 重点分野のうち以下の3分野3項目の対象機器の開発 ・機能訓練支援※ ・食事・栄養管理支援※ ・認知症生活支援・認知症ケア支援※	1課題当たり年間 30,000千円 (上限)	令和7年7月 (予定) ~ 令和9年3月末	0-2課題程度
2	分野2 重点分野のうち以下の6分野13項目の対象機器の開発 ・移乗支援(装着)※ ・移乗支援(非装着)※ ・移動支援(屋外)※ ・移動支援(屋内)※ ・移動支援(装着)※ ・排泄支援(排泄物処理)※ ・排泄支援(動作支援)※ ・排泄支援(排泄予測・検知)※ ・入浴支援※ ・見守り・コミュニケーション(見守り(施設)) ・見守り・コミュニケーション(見守り(在宅))※ ・見守り・コミュニケーション(コミュニケーション)※ ・介護業務支援※	1課題当たり年間 30,000千円 (上限)		0-1課題程度

※在宅向け、施設向け、または、在宅と施設の両方で使用可能なものとします。

補助金額は上記の「補助事業費の規模」の額に補助率を乗じた額です。**補助率は中小企業が2/3、大企業が1/3です。**また、補助金額のうち間接経費は、中小企業は直接経費の20%に相当する額を上限、大企業は直接経費の10%に相当する額を上限といたします。

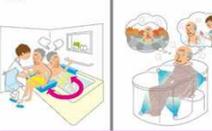
【参考】介護テクノロジー利用の重点分野

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【開発補助】(補助事業)

対象となる介護テクノロジー利用の重点分野は、下表のとおり。
※詳細は、公募要領2.3.3「公募内容の詳細説明」を参照ください

分野1

分野2

移乗支援		移動支援		排泄支援		見守り・コミュニケーション		介護業務支援	
装着 介助者のパワーアシストを行う装着型の機 	屋外 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 	排泄予測・検知 排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器 	見守り（施設） 介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム 	介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム 					
非装着 介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器 	屋内 高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器 	排泄物処理 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ 	見守り（在宅） 在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム 	介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム 					
入浴支援 入浴におけるケアや動作を支援する機 	装着 高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器 	動作支援 ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器 	コミュニケーション 高齢者等のコミュニケーションを支援する機器 	認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム 					
					新規 食事・栄養管理支援 高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム 				

本事業は、下記のとおり成果と目標を求める。

※詳細は、公募要領2. 3. 2「求められる成果と目標」を参照ください

<最終年度終了時>

- ・ 製品化に向けた試作機が完成していること。
- ・ 開発した介護テクノロジーについて、介護現場の想定される使用環境および使用者を対象とし、安全性および性能に関する実証試験が完了していること。
- ・ 実証試験において、従来の介護・支援方法や他種類の機器・福祉用具等を用いた介護オペレーション等と比較して優位であり、イノベーションによって当該分野及び介護現場に新たな価値をもたらすことを、できる限り定量的に示すこと。
- ・ 現場への導入と定着を図るためのモデル（対象者のアセスメント方法や介護テクノロジーの導入定着に伴う介護支援オペレーションの改善ポイント等）を見定めることを目指すこと。
- ・ 事業化・実用化までのロードマップ、上市後の年次別販売予定数、市場拡大までの具体的な計画を示すこと。

<中間評価実施時：令和8年12月頃> ※令和9年度においても研究開発を予定している課題のみ

- ・ 最終目標を達成するための研究開始1年半後のマイルストーンが達成されていること。
- ・ 最終目標までのロードマップが具体化、明確化されていること。
- ・ 従来機器・システムと比較して優位であり、イノベーションによって当該分野及び介護現場に新たな価値をもたらすことを、できる限り定量的に示される見込みであること。

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【開発補助】(補助事業)

本事業の応募資格者は、以下(1)～(6)の要件を満たす国内の企業等に所属し、かつ、主たる研究場所とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者(補助事業代表者)とします。

※詳細は、公募要領 第3章「応募要項」を参照ください

1. 以下の条件を満たす企業※に所属していること。

※民間企業とは、中小企業、大企業及び 技術研究組合法(昭和 36 年法律第 81 号)第 2 条第 1 項に規定する技術研究組合

- ▶日本に開発拠点を有していること。
- ▶本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ▶本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ▶経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成 15・01・29 会課第 1 号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ▶府省共通研究開発管理システム(以下、e-Rad という。)への登録を行っていること。
- ▶本公募要領に記載される、事業者が実施すべき事項に同意していること。

2. 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること

3. 課題が採択された場合に、補助金交付申請等の事務を行うことができること

4. 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権(特許、著作権等を含む。)及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対応を行うことができること

5. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進するとともに、追跡調査等 AMED の求めに応じて協力すること

6. 財務状況の健全性が確認できること

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【開発補助】(補助事業)

応募に必要な提案書類は下表のとおり。 ※詳細は、公募要領 第4章「提案書類」を参照ください

	必須/任意	必要な提案書類
1	必須	(様式1) 研究開発提案書
2	必須	(様式2) 承諾書
3	必須	財務状況資料 ・直近3年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) ・財務スコアリング ・資金繰り表
4	任意	(様式3) 賃上げ計画表明書
5	任意	(様式4) 賃上げ実施表明書

(補足：研究開発提案書以外に必要な提出書類等)

➤ **承諾書**

分担機関が複数ある場合は、各機関から承諾をいただいでください。分担機関としない場合は、承諾確認を行い、提案書に確認☑を記入してください。

➤ **賃上げ計画/実施表明書**

給与等受給者一人当たりの平均受給額を、対前年比で一定の増加率以上とする旨を表明した場合、事前評価の評点を加点することとしています。加点を希望する場合には、の賃金引上げ計画の表明書を代表機関が提出してください。

➤ **財務状況資料**

代表機関の直近3カ年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等、財務スコアリング、資金繰り表を提出してください。

1. **令和6年度**
介護DXを利用した抜本的現場改善事業(補助事業)
2. **令和7年度**
介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業
【開発補助】 (補助事業)
3. **令和7年度**
介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業
【海外展開】 (補助事業)

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【海外展開】(補助事業)

本事業の概要について※公募要領第1章より抜粋

1.1.1 事業の概要と現状、方向性

日本の高齢化率は世界に先駆けて上昇しており、今後は世界中でも高齢化率が急増する見込みです。社会の高齢化に伴い、介護従事者の不足が深刻な問題となっています。その解消の手段の一つとして、介護する側の生産性向上や負担軽減、介護される側の自立や社会参画の促進に資するロボット介護技術や ICT・IoT・AI 技術等（以下、これらを含めて「介護テクノロジー」という）の開発・普及が有効であると考えられます。一方で、介護テクノロジーの効果の定量的な評価手法や指標が確立しておらず、介護現場が適切な機器を選択し、投資判断に資する情報を提供できていないのが現状です。

これまで AMED と経済産業省では、以下の事業を通じて介護テクノロジーの開発補助、安全基準ガイドライン策定、海外展開等に向けた臨床評価ガイダンス等の策定、開発成果普及支援等を行ってきました。

- ・平成 25 年～29 年度：ロボット介護機器開発・導入促進事業
- ・平成 30 年度～令和 2 年度：ロボット介護機器開発・標準化事業
- ・令和 3 年度～6 年度：ロボット介護機器開発等推進事業
- ・令和 6 年度：介護 DX を利用した抜本的現場改善事業

これらの流れを引き継ぎ、AMED では令和 7 年度から「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業」として、介護テクノロジー開発補助【開発補助】、介護テクノロジー海外展開支援【海外展開】、本事業や前進事業での成果の普及支援【環境整備】、社会実装に向けた評価指標等の設定・整理【エビデンス基盤整備】を行います。本公募は、その内、【海外展開】に対するものです。

1.1.2 事業の目標と成果

本事業では、介護現場が投資・導入判断に至るエビデンスの評価軸・効果測定方法を確立し、エビデンスに基づく競争力の高い介護テクノロジーの開発を促します。また、介護現場への機器導入を推し進めるとともに、介護テクノロジーを国際的に競争力のある産業として確立するための仕組み作りを目指します。

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【海外展開】(補助事業)

本事業の補助事業費の規模、研究開発期間、採択課題予定数等は、下表のとおり。
※詳細は、公募要領2. 1「補助事業費の規模、研究開発期間、採択課題予定数等」を参照ください

	分野、領域、テーマ等	補助事業費の規模 (間接経費を含む)	研究開発 実施予定期間	採択課題予定数
1	介護テクノロジーの海外展開	1課題当たり年間 10,000千円 (上限)	令和7年7月 (予定) ～ 令和8年3月末	0-3課題程度

※対象となる介護テクノロジーは「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義に該当するテクノロジーで、在宅向け、施設向け、または、在宅と施設の両方で使用可能なものとしてします。

補助金額は上記の「補助事業費の規模」の額に補助率を乗じた額です。**補助率は中小企業が 2/3、大企業が 1/3 です。**また、補助金額のうち間接経費は、中小企業は直接経費の 20%に相当する額を上限、大企業は直接経費の 10%に相当する額を上限といたします。

進出国・地域は、米国・カナダ・オーストラリア・中国・韓国・台湾・シンガポール・ベトナム・タイ・インドネシア・インド・フィンランド・デンマーク・スウェーデン・オランダ・ドイツ・英国・フランス・イタリア等のうち、1 開発事業者につき 1～3 か国・地域程度を選んでいただき、検証を進めてください。

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【海外展開】(補助事業)

本事業は、下記のとおり成果と目標を求める。
※詳細は、公募要領2. 3. 2「求められる成果と目標」を参照ください

海外での上市や規制承認といった具体的な成果創出に向けて海外市場のニーズの調査、現地での製品実証等により海外展開計画を詳細化することを求めます。

詳細化した海外展開計画と実行性の検証において得られた知見は最終的に研究報告書としてまとめ、AMED にご提出ください。

研究報告書は本研究の成果として介護ロボットポータルサイトに掲載させていただく予定です。

(介護ロボットポータルサイト：<https://www.robotcare.jp/jp/home/index>)

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【海外展開】(補助事業)

本事業の応募資格者は、以下(1)～(6)の要件を満たす国内の企業等に所属し、かつ、主たる研究場所とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者(補助事業代表者)とします。

※詳細は、公募要領 第3章「応募要項」を参照ください

1. 以下の条件を満たす企業※に所属していること。

※民間企業とは、中小企業、大企業及び技術研究組合法(昭和36年法律第81号)第2条第1項に規定する技術研究組合

- ▶日本に開発拠点を有していること。
- ▶本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ▶本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ▶経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ▶府省共通研究開発管理システム(以下、e-Radという。)への登録を行っていること。
- ▶本公募要領に記載される、事業者が実施すべき事項に同意していること。

2. 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること

3. 課題が採択された場合に、補助金交付申請等の事務を行うことができること

4. 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権(特許、著作権等を含む。)及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対処を行うことができること

5. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進するとともに、追跡調査等 AMED の求めに応じて協力すること

6. 財務状況の健全性が確認できること

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【海外展開】(補助事業)

応募に必要な提案書類は下表のとおり。 ※詳細は、公募要領 第4章「提案書類」を参照ください

	必須/任意	必要な提案書類
1	必須	(様式1) 研究開発提案書
2	必須	(様式2) 承諾書
3	必須	財務状況資料 ・直近3年分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) ・財務スコアリング ・資金繰り表
4	任意	(様式3) 賃上げ計画表明書
5	任意	(様式4) 賃上げ実施表明書

(補足：研究開発提案書以外に必要な提出書類等)

➤ **承諾書**

分担機関が複数ある場合は、各機関から承諾をいただいでください。分担機関としない場合は、承諾確認を行い、提案書に確認☑を記入してください。

➤ **賃上げ計画/実施表明書**

給与等受給者一人当たりの平均受給額を、対前年比で一定の増加率以上とする旨を表明した場合、事前評価の評点を加点することとしています。加点を希望する場合には、の賃金引上げ計画の表明書を代表機関が提出してください。

➤ **財務状況資料**

代表機関の直近3カ年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等、財務スコアリング、資金繰り表を提出してください。

選考スケジュール

令和6年度 介護DXを利用した抜本的現場改善事業

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【開発補助】(補助事業)

令和7年度 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【海外展開】(補助事業)

本事業の提案書類の受付期間・選考スケジュールは、下表のとおり。
※詳細は、公募要領2. 2「選考スケジュール」を参照ください

提案書類の受付期間・選考スケジュール

提案書類受付期間	<u>2月27日(木)～4月21日(月)正午</u>
書面審査	4月下旬～5月中旬
ヒアリング審査	5月下旬
採択可否の通知	6月下旬
補助金交付決定日	7月上旬

※全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。

○AMEDウェブサイト <https://www.amed.go.jp/index.html>

AMEDに関する基本情報の紹介の他、事業紹介、**公募情報**、イベントなど、さまざまな情報を掲載していますので、ご覧ください。



お問い合わせは下記メールアドレスへお願いします。
kaigo-tech@amed.go.jp

